JHU NEWS No.34 2022.07.02

ＪＡＬ被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp https://jhu-wing.main.jp/

会社回答「業務委託契約による職務の提供」を斬る！：その2

「業務委託」とは非雇用契約就労のこと！

会社は 6 月の乗員組合との特別協議で解雇問題解決に向けた協定案（新たな回答）を提示してきました。乗員速報によれば、その内容は「業務委託契約による職務の提供」というものです。

会社は「業務委託契約による職務の提供」とした理由として、

- 出来るだけ応募しやすく、寄り添う制度である
- 時間的な制約があっても、他社で就労していても、地方に住んでいても就労が可能
- テレワーク等により一定の成果を提出すれば、報酬を支払う

そして、会社は「雇用での解決」の延長として提示したものだと主張しています。

雇用契約の無い就労など論外！争議は解決しない！！

「業務委託契約」は、会社から個人へ業務を委託する契約で、労働契約（雇用契約）ではありません。これは、新自由主義の下で政府・財界が雇用の不安定化・低賃金化を一層推し進める「雇用なき働き方」であり、労働団体が強く反対している制度です。

所謂フリーランス型就労とも言うべきもので、委託された業務は、自由な裁量で行ない、指揮命令を受けることはありません。しかし、労働者として保護される法律の適用がありません。「最低賃金」「労働時間」「休日」「有給休暇」「労災補償」の規制は無く、独立した事業主としてすべて自己責任となります。会社提案は「雇用ではなく、業務委託契約による仕事の機会の提供」と言うべきものです。

乗務復帰と補償（解決金）無くして争議終結などあり得ない！

私たちは、乗務復帰と補償（解決金）を求めています。被解雇者（争議団員）に対して、11 年半も解決を引き延ばし、今回示されたのが「業務委託契約」の回答です。これほど私たちをバカにした話はありません。私達は政財界が労働者保護をなくす為に導入しようとしているこうした働き方を、解雇争議の解決として認めることはできません。相次ぐ国交大臣発言に聴く耳を持たず、憲法違反の「不当労働行為」を不問にし、優先雇用を規定した国際労働基準も、超党派議員 20 名の都労委への要請も、学者・研究者のアピールも無視し、「裁判で解雇の合理性が認められた」の一点にしがみつく JAL 経営。今、労働組合の力が試されています。運動を一層拡大して、納得できる回答を目指していきましょう！